

特別養護老人ホーム緑の郷 運営規程

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人東晴会が運営する地域密着型介護老人福祉施設特別養護老人ホーム緑の郷（以下「施設」という。）の適正な運営を図る為、必要な事項を定める。

(施設の目的及び運営方針)

第2条 施設は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に基づき、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努め、地域密着型施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活の復帰を念頭において、入所者の居宅における生活と入所後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、入居者がその有する能力に応じ自律した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

2 施設は、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、宇都宮市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

3 施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

4 施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(施設の名称及び所在地)

第3条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム 緑の郷
- (2) 所在地 栃木県宇都宮市西刑部町2544番地175

第2章 職員及び職務内容

(職員)

第4条 施設は、介護保険法に基づく「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」に示された所定の職員配置を満たした上で、下記のように配置するものとする。ただし、法令の定める範囲内で兼務することが出来るものとする。

- (1) 施設長（管理者） 1名
- (2) 医師 1名（嘱託）
- (3) 介護支援専門員 1名以上
- (4) 生活相談員 1名以上
- (5) 介護職員 10名以上

- | | |
|-------------|----------|
| (6) 看護職員 | 1 名以上 |
| (7) 機能訓練指導員 | 1 名（兼務可） |
| (8) 事務員 | 1 名 |

（職務内容）

第5条 前条に定める当施設職員の職務内容は次のとおりとする。

- （1）施設長は、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。施設長に事故があるときは、あらかじめ施設長が定めた職員が施設長の職務を代行する。
- （2）医師は、入居者の健康管理及び療養上の指導を行う。
- （3）介護支援専門員は、入所者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、入居者が自律した生活を営むことが出来るように、地域密着型施設サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行う。
- （4）生活相談員は、入居者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言、その他の援助を行う。また地域との連携、ボランティアの受入れ、調整を行う。
- （5）介護職員は、地域密着型施設サービス計画に基づき、各ユニットにおいて入居者の日常生活の介護、援助業務に従事する。
- （6）看護職員は、入居者の健康管理、診療の補助及び看護並びに保健衛生管理に従事する。
- （7）機能訓練指導員は、入居者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- （8）事務員は、庶務及び会計業務に従事する。

2 職員は別に定める各マニュアルを遵守することとする。

3 各ユニットごとに常時1人以上の介護職員を配置し、夜間及び深夜については2ユニットごとに常時1人の介護職員を配置し、介護に従事させるものとする。又ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置する。

（職員の勤務体制等）

第6条 施設の職員の勤務体制は、就業規則に定めるところによる。

第3章 入居定員及びユニット数とユニットごとの入居定員

（入居定員）

第7条 施設の入居定員は、29人とする。

- 2 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入居定員及び居室の定員を超えて入居させることはない。
- 3 入院等において空床が発生した場合には、併設する指定短期入所生活介護及び、指定介護予防短期入所生活介護事業に利用できるものとする。

(ユニットの数及び定員)

第8条 施設が提供する居室の定員は1人とする。その際、選択する階及び居室は、居室の空き室状況により、施設側が入居者に対して居室の状況、利用料等を文書により説明し同意を得るものとする。

2 ユニットは「花の里」「森の里」「和泉の里」の3ユニットとし、それぞれの定員は9名、10名、10名とする。

3 居室はいずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けられている。

第4章 入退所

(サービス内容及び手続の説明及び同意)

第9条 施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護サービス（以下「施設サービス」という。）の提供の開始に際し、あらかじめ入居申込者又はその家族に対し、この規程の概要、職員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、その他必要と認められる事項を記した重要事項説明書を交付して説明を行い、施設サービスの開始について同意を得るものとする。

(サービス提供拒否の禁止)

第10条 施設は、入居定員に達している場合又は入居申込者に対し、自ら適切な施設サービスを提供することが困難である等がある場合を除き、施設サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時対応)

第11条 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合、その他の入居申込者に対して自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等を紹介するなどの適切な措置を講じるものとする。

(受給資格等の確認)

第12条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。

2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会の意見に配慮して、施設サービスを提供するように努めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第13条 施設は、要介護認定を受けていない入居申込者については、要介護認定の申請がすでに行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるように必要な援助を行うものとする。

2 施設は、要介護認定の更新申請が、遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間終了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行うものとする。

(入退所)

第14条 施設は、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供する。

- 2 施設は、入居申込者の数が入居定員から入居者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入居申込者を優先的に入居させるように努めるものとする。
- 3 施設は、入居申込者の入居に際しては、そのものに係る居宅介護支援事業者に対する紹介等によりその者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとする。
- 4 施設は、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことが出来るかどうかについて定期的に検討するものとする。
- 5 前項の検討にあたっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議するものとする。
- 6 施設は、その心身状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことが出来ると認められる入居者に対し、その者及び家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行う。
- 7 施設は、入居者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 8 施設は、入居者に次の事由が生じた場合は、入居者又はその家族に対してその理由を付して契約の解除について予告するものとする。
 - (1) 入居者が入院し、明らかに3カ月以上入院することが見込まれるとき。
 - (2) 入居者の行動が施設の目的及び運営の方針に著しく反するとき。
 - (3) 入居者が負担すべき費用を3カ月間滞納したとき。
- 9 入居者に次の事由が生じたとき、契約は終了するものとする。
 - (1) 要介護認定の更新において、自立又は要支援と認定されたとき。
 - (2) 入居者が死亡したとき。
 - (3) 入居者が契約の解除を通告し、7日間が経過したとき。
 - (4) 管理者が前項に規定する契約解除の予告をし、7日間の予告期間が経過したとき。
 - (5) 入居者が入院した後、おおむね3カ月を経過しても退院できないとき。

第5章 入居者に提供する施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(施設サービスの取扱方針)

- 第15条 施設は、施設サービス提供にあたって、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って、自律的な日常生活を営むことが出来るようにするため、地域密着型施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとする。
- 2 施設は、施設サービスの提供にあたって、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割をもって生活を営むことが出来るように配慮するものとする。
 - 3 施設は、施設サービスの提供にあたって、入居者のプライバシーの確保に配慮する。

- 4 施設は、入居者の自律した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況を常に把握しながら、適切に施設サービスを提供するものとする。
- 5 職員は、施設サービスの提供にあたって、入居者またはその家族に対して、施設サービスの提供方法について、理解しやすいように説明し、同意を得るものとする。
- 6 施設は、施設サービスの提供にあたっては、当該入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わないものとする。
- 7 前項の身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 施設は、自ら提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(施設サービス計画)

第 16 条 施設長は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成にあたっては、入居者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、施設サービス計画に位置づけるよう努めるものとする。
- 3 計画担当介護支援専門員は、入居者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、入居者が自律した日常生活を営むことが出来るように支援する上で、解決すべき課題を把握するものとする。
- 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）にあたっては、入居者及びその家族に面接して行う。この場合において、面接の趣旨を入居者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得るものとする。
- 5 計画担当介護支援専門員は、入居者の希望、入居者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、サービスの目標とその達成時期、サービス内容、サービス提供上の留意事項等を記載したサービス計画の原案を作成する。
- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当国会議の開催し、当該原案の内容について意見を求めるものとする。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について、入居者又はその家族に説明し、文書により同意を得、交付しなければならない。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行う。

(介護)

第 17 条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援するものとする。

- 3 施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことが出来るように、適切な方法により入居者に入浴の機会を提供する。但し、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもってこれに代えることが出来る。
- 4 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行う。
- 5 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排泄の自立を図りつつ、適切に交換する。
- 6 施設は、褥瘡が発生しないように適切な介護を行うと共に、その発生を予防するための体制を整備する。
- 7 施設は、前項に規定する者の他、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。
- 8 施設は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させるものとする。
- 9 施設は、入居者に対しその負担により、施設の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。
- 10 施設は、施設サービスの提供にあたっては、入居者の家族の相談に適切に応じると共に、常に入居者の家族との連携を図り、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(食事)

- 第18条 施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供するものとする。
- 2 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により食事の自律についても、必要な支援を行う。
 - 3 施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に、食事を提供すると共に、入居者がその心身の状況に応じて、出来る限り自律して食事を摂ることが出来るよう、必要な時間を確保する。
 - 4 施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるように、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援する。

(相談及び援助)

- 第19条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者その家族に対し、その相談に適切に応じると共に、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の提供等)

- 第20条 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養または娯楽に関する活動の機会を提供すると共に、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援するものとする。
- 2 施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行うものとする。
 - 3 施設は、常に入居者の家族との連携を図りつつ、入居者とその家族との交流等の機会を確保するように努める。
 - 4 施設は、入居者の外出の機会を確保するように努めるものとする。

(看取り介護)

第 21 条 施設は、看取りに関する指針を定め、入居の際に、入居者等に指針の内容を説明し、同意を得るものとする。

2 指針に基づき、看取りに関する職員研修を行うものとする。

(利用料及びその他の費用の額)

第 22 条 施設は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る、地域密着型介護サービス費用基準額から、当該施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

2 施設は、法定受領サービスに該当しない施設サービスを提供した際に、入居者から支払いを受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 施設は、前二項の支払いを受ける額その他、重要事項説明書第 5 項第 2 号の額の支払いを受けることが出来る。

4 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係る施設サービスの提供にあたっては、あらかじめ入居者及びその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入居者の同意を得るものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 23 条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した、施設サービス提供証明書を入居者に交付するものとする。

第 6 章 施設の利用に当たっての留意事項

(施設の利用に当たっての留意事項等)

第 24 条 施設の入居者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。

(1) 指定された場所以外での火気、刃物等危険物の使用、喫煙はしないこと。

(2) 建物、備品その他の器具を破損し、又は持ち出さないこと。

(3) 暴言、暴力、泥酔、無断外出等、他人の迷惑になることをしないこと。

(4) 施設内で、他人に対し宗教活動及び政治活動を行わないこと。

2 入居者が、故意または過失によって施設の設備等に損害を与えたときは、その損害を弁償させ、または原状に回復させることができる。

(緊急時における対応)

第 25 条 施設職員等は、施設サービスの提供を行っている時に、入居者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医または施設の協力医療機関への連絡を行うなどの、必要な措置を講ずるものとする。

(事故の発生の防止及び発生時の対応)

第 26 条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する

(3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行う

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに宇都宮市、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。

3 施設は、事故の状況及び講じた措置について記録し、発生の事実及びその分析を行い、改善策を職員に周知徹底し再発の防止に努める。

4 施設は、事故発生防止のための指針を整備し、職員に対する研修を定期的に行う。

5 施設は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

第 7 章 非常災害対策

(非常災害対策)

第 27 条 施設は、非常災害に備えて、非常災害に対する具体的計画を策定し、非常災害時の関係機関への通知及び、地域住民との連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 施設は、防災管理者を配置し、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

3 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第 8 章 その他施設の運営に関する事項

(運営推進会議)

第 28 条 施設の行う指定介護老人福祉施設入居者生活介護を、地域に開かれたサービスとし、サービスの質の向上を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

2 運営推進会議は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表、地域包括支援センターの職員及び地域密着型介護老人福祉施設についての知見の有する者で構成するものとする。

3 運営推進会議の開催は、概ね 2 月に 1 回以上とする。

- 4 運営推進会議は、指定介護老人福祉施設入居者生活介護の活動状況を報告し、評価を受けると共に、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

（衛生管理等）

- 第 29 条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は、飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 施設は、感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- （1）施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - （2）施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - （3）施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
 - （4）前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

（苦情への対応）

- 第 30 条 施設は、提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 施設は、提供した施設サービス等に関し、介護保険法第 23 条の規定により宇都宮市が行う文書その他の物件の提出若しくは、提示の求め又は、当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入居者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力すると共に、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 施設は、提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第 176 条第 1 項第 3 号の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会からの指導又は、助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報保護等）

- 第 31 条 職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た入居者又は、家族の個人情報を漏らしてはならない。
- 2 施設は、職員であったものが、正当な理由がなく業務上知り得た入居者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように、雇用契約にその旨を明記する等、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 32 条 施設は、入居者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）を定期的開催すると共に、その結果について職員に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 施設は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを関係各市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第 33 条 施設は、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等、記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 施設は身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図るものとする。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 三 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第 34 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(資格取得)

第 35 条 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者、その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(居宅介護支援事業者等に対する利益供与等の禁止)

第 36 条 施設は、居宅介護支援事業者等又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対象として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 施設は、居宅介護支援事業者等又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として金品その他財産上の利益を収受してはならない。

(重要事項の掲示)

第 37 条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(会計の区分)

第 38 条 施設は、施設サービス事業の会計を他の事業会計と区分するものとする。

2 施設の経理は、社会福祉法人東晴会経理規程の定めるところによる。

(記録の整備)

第 39 条 施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 施設は、入居者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。

(法令との関係)

第 40 条 この規程に定めのない事項については、指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 34 号）、特別養護老人ホームの設置及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生労働省令第 46 号）その他関連法令の定めるところによる。

附 則

平成 23 年 4 月 1 日 適 用

平成 27 年 8 月 1 日 第 21 条第 3 項第 1 号及び第 2 号の一部を改める。

令和 3 年 4 月 1 日 介護報酬改定により改廃する。

令和 6 年 3 月 1 日 第 7 条第 3 項を追加する。